

# 物価高騰等対策支援事業

～物価高騰等により影響を受けている事業者の皆様への支援金です～

支援型	対象要件
①一般支援	令和4年1月から同年12月までの間のひと月で、その売上高が過去3年の同月に比べ減少している者(1円以上減少している)
②新規創業者	令和2年1月から令和4年9月末までに新規創業した者のうち、「①一般支援」の対象とならない者(売上高が増加している)
③石油、ガス事業者	「①一般支援」「②新規創業者」の対象とならない者のうち、令和4年1月から同年12月までの間のひと月で、売上高は増加しているが、 <u>販売量</u> が過去3年の同月に比べ減少している者

## 交付金額

令和4年1月から12月末までに事業用に使用した電気代、ガス代、燃料油代(税抜)の2分の1(1,000円未満切捨)

1店舗上限 **10万円**      1事業者上限 **30万円**

※1店舗経営10万円、2店舗経営20万円、3店舗以上経営30万円となります

〈申請期限〉 **令和5年1月31日(火)**

〈業種〉 **全業種** (業種、売上規模を問いません)

〈対象者〉 ア：その本店又は主たる事業所(店舗)が倉吉市内にある方  
イ：本社・本店が市内になくても、倉吉市内に勤務する従業員の数が全従業員の数の2分の1以上又は100人以上であるもの

**申請/支援窓口：倉吉市商工観光課**

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1(市役所第2庁舎)

TEL：0858-22-8129 FAX：0858-22-8136

Mail：shoukou@city.kurayoshi.lg.jp



# 申請に必要な書類(申請期限：令和5年1月31日)

倉吉市がんばる事業者福高応援事業申請済の方は一部書類が省略できます  
(②③④⑦)

- ①交付申請書（自署の場合は押印省略可）：市HPから入手できます
- ②振込先口座のわかる資料（通帳、キャッシュカードの写し等）
- ③個人事業者の場合、公的な身分証明書の写し（運転免許証等）
- ④売上の減少状況がわかる資料の写し  
「対象月の売上台帳等の写し（令和4年）」及び  
「売上を比較する年（令和3年、令和2年または令和元年）の確定申告書類の写し」等
- ⑤店舗ごとの営業許可証等、経営店舗数がわかる書類の写し（経営店舗数が1店舗の方は不要）
- ⑥対象経費（電気代、ガス代、燃料油代）を支払ったことがわかる資料の写し  
・領収書、納付書控え、金融機関への振込依頼書、金融機関通帳等  
・わかり難い場合は、資料を市窓口または商工会議所へご持参いただければ、その場でチェック致します
- ⑦開業届等、開業した年月日がわかる資料の写し（※新規創業者支援型の申請にのみ必要）
- ⑧倉吉市物価高騰等対策支援事業費交付金審査票  
わかる範囲で事前にご記入をいただきますと審査時間が短縮されます。  
記入方法がわからない場合は作成・提出不要です。  
また、当該審査票に税理士又は公認会計士の確認がある場合、「④売上減少状況がわかる書類の写し」「⑥対象経費（電気代、ガス代、燃料油代）を支払ったことがわかる資料の写し」の添付を省略できます。

※現在実施中の倉吉市がんばる事業者福高応援事業交付金を既に申請していただいている方は、「②振込先口座のわかる資料の写し」「③公的な身分証明書の写し」「④売上減少状況がわかる資料の写し」「⑦開業届等、開業したことがわかる資料の写し」の添付を省略できます。

※審査に時間を要しますので、窓口申請の方は時間に余裕を持っておこしてください。

## がんばる事業者福高応援事業の申請期限を延長します

申請期限を令和4年10月31日(月)としていた「がんばる事業者福高応援事業」について申請期限を令和5年1月31日(火)まで延長します

対象となる方でまだ申請をしておられない方は、物価高騰等対策支援事業の申請と合わせて申請をお願いします。申請をしているか？申請が可能か？などご不明な点はお問い合わせください。

### 申請書提出先

#### 倉吉市商工観光課

〒682-8633倉吉市堺町2丁目253-1  
☎0858-22-8129  
(Eメール、郵送、窓口申請)

#### 倉吉商工会議所

〒682-0887倉吉市明治町1037-11  
☎0858-22-2191  
(窓口申請)